

(220)



(地Ⅲ82F)

平成 23 年 7 月 25 日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

保坂 シゲリ

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等
に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について

7月15日に、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律が成立し、同22日に公布・一部施行されました。

また、合わせて関係政令、省令の改正も同日付で施行され、厚生労働省健康局長、医薬食品局長から各都道府県知事に対して、添付のとおり通知され、本会にも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

今回の改正は、一昨年(平成21年)に発生・流行した、当時の新型インフルエンザ(A/H1N1)と同程度の感染力や病原性を持つ別の新型インフルエンザが発生した場合を想定し、これらを予防接種法のなかで臨時の予防接種と位置づけることを主な改正内容としています。

本改正により、今後インフルエンザ(A/H1N1)と同程度の新型インフルエンザが発生した際には、①国は市町村長に対して「臨時の予防接種」としてこれを行うよう指示すること、②市町村長または都道府県知事は、当該予防接種の勧奨をすること、③接種費用については、市町村および都道府県が1/4ずつ、国が1/2を負担することとされており。

つきましては、本件について貴会会員に周知いただきたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発第0722第1号
薬食発第0722第1号
平成23年7月22日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

医薬食品局長

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行について

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第85号。以下「改正法」という。）については、平成22年3月12日に第174回通常国会に提出され、第177回通常国会に継続審議となり、本年7月15日に可決成立し、本日公布・一部施行されたところである。

また、改正法の施行のため、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第226号）及び予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成23年厚生労働省令第90号）が本日公布され、施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正法の趣旨

平成21年春に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）については、感染力は強いものの、病状の程度がそれほど重くならないものであったことを踏まえ、予防接種を受ける努力義務を国民に対して課すことは適切ではないと判断し、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時接種としてではなく、厚生労働大臣が実施主体となり臨時応急的に接種を実施した。

また、この接種による健康被害の救済等については、同年秋の第173回臨時国会で成立した「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」（平成21年法律第98号）に基づき実施することとした。

このような経緯を踏まえ、今後、先般の新型インフルエンザ（A/H1N1）と同程度の感染力や病状を呈する新型インフルエンザが発生した場合の対応に万全を期するため、予防接種法において新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の規定を整備するものである。

第二 改正法による予防接種法の一部改正

一 予防接種の実施に関する事項

1 臨時の予防接種

(1) 厚生労働大臣は、2類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとする。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。 (第6条第3項関係)

(2) 国は、臨時の予防接種（(1)の予防接種を含む。以下同じ。）の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとする。 (第6条第4項関係)

2 予防接種の勧奨

市町村長又は都道府県知事は、1類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを勧奨するものとする。また、当該対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、当該予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。 (第7条の2関係)

3 被接種者等の責務

予防接種を受けるよう努める責務を、1の(1)の予防接種の対象者については課さないものとする。 (第8条関係)

二 費用負担に関する事項

1 費用の負担

一の1の(1)の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の4分の1を都道府県が、2分の1を国がそれぞれ負担すること。(第22条第2項関係)

2 実費の徴収

一の1の(1)の予防接種を行った市町村は、経済的理由により、その費用を負担することが困難な場合を除き、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができるものとする。(第24条関係)

三 事務の区分に関する事項

都道府県知事又は市町村長が処理することとされている一の1の(1)の予防接種の実施に係る事務は地方自治法の第1号法定受託事務とすること。(第25条関係)

四 損失補償契約に関する事項

政府は、この法律の施行の日から5年間を限り、新型インフルエンザ等感染症ワクチン(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンをいう。以下同じ。)について、世界的規模で需給が著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者(新型インフルエンザ等感染症ワクチンの製造販売について、薬事法(昭和35年法律第145号)第14条の3第1項(特例承認)の規定により同法第14条の承認を受けているものに限る。)を相手方として、当該購入契約に係る新型インフルエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型インフルエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができること。また、購入契約(損失補償契約を締結する場合に限る。)を締結する場合には閣議の決定を、損失補償契約を締結する場合には国会の承認を得なければならないこと。(附則第6条関係)

第三 改正法による新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正

一 題名を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」とすること。

二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)の副作用救済給付に係る政令の規定を参酌して、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項を政令で定める旨の規定を削除すること。(第5条関係)

- 三 「特例承認新型インフルエンザワクチン製造販売業者」との補償契約に関する規定を削除すること。（第11条関係）

第四 改正法の附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二の一から三まで、第三の二及び第四の二については、この法律の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（改正法附則第1条関係）

二 新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例

新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたもの等については、予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第3条のインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定する規定を適用しないこととすること。（改正法附則第3条関係）

三 検討

- 1 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（改正法附則第6条第1項関係）
- 2 政府は、この法律の施行の日から5年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則第6条第2項関係）

四 経過措置等

この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

第五 その他

健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令及び予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令は、改正法により新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の法律名が変更となることに伴い、必要となる政省令の整理を行うものであること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○鉱業法の一部を改正する等の法律 (八四)

○予防接種法及び新型コロナウイルス感染症による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (八五)

〔政 令〕

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二二四)

○都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (二二五)

○予防接種法及び新型コロナウイルス感染症による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (二二六)

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 (総務一〇〇)

七

官庁
諸事項
外国監査法人等関係

六

○所得税法施行規則の一部を改正する省令 (財務五〇)

○予防接種法及び新型コロナウイルス感染症による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令 (厚生労働九〇)

○都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令 (国土交通五三)

〔告 示〕

○国際連合安全保障理事会決議第九百六十六号 (旧ユーゴスラビア及びルワンダ国際刑事裁判所の残余メカニズム設置に関する決議) に関する件 (外務二五六)

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 (財務二四八、二四九)

○相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件 (同二五〇)

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律附則第二条第一項の規定に基づく計画を定める件 (厚生労働二四四)

○新型コロナウイルス感染症による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第二条第二項の医療に要した費用の額の算定方法の一部を改正する件 (同二四五)

〔公 告〕

諸事項

七

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、地方職員共済組合役員の異動・平成二十二年度決算、地方公務員共済組合連合会、平成二十二年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

六

本号で公布された
法令のあらまし

◇鉱業法の一部を改正する等の法律 (法律第八四号) (経済産業省)

一 鉱業法の一部改正関係

1 特定鉱物の定義の創設
鉱物のうち、石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定めるものを「特定鉱物」とすることとした。(第六条の二関係)

2 特定区域内の鉱区の面積の上限
特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域として経済産業大臣が指定した特定区域内に設定された鉱区の面積は、当該特定区域の面積を超えることができないものとする(第一四条第四項関係)

3 試掘権の存続期間等の見直し
石油又は可燃性天然ガスを目的とする試掘権の存続期間は、当該試掘権の登録の日から四年とし、その満了に際し、一回に限り延長することができるものとする(第一八条第一項及び第二項関係)

4 出願による鉱業権の設定に係る許可の基準の見直し
経済産業大臣は、鉱業権(特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。)の設定の出願(以下「鉱業出願」という。)について、その出願に係る鉱業出願人が鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること、十分な社会的信用を有すること等の基準に適合していると認めるときでなければ、その出願を許可してはならないものとする(第一九条関係)

5 鉱業出願人の地位の承継の統制の創設
〔一〕 鉱業出願人の地位は、承継することができるものとする(第三五条関係)

〔二〕 鉱業出願人の地位は、承継することができるものとする(第三五条関係)

七

(四) 探査の許可を受けた者が死亡した場合において、その相続人が当該探査に係る事業を引き続き行おうとするときは、被相続人の死亡後六〇日以内に経済産業大臣に申請して、その承認を受けなければならないものとする。 (第一〇〇条の九関係)

(六) 経済産業大臣は、鉱物の存在状況の把握等のため必要があると認めるときは、探査の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができるものとする。 (第一〇〇条の一関係)

16 経済産業大臣の権限の委任
鉱業法に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができるものとする。 (第一四五条関係)

17 罰則
探査の許可を受けずに鉱物の探査を行った者等に関する罰則を定めるとともに、罰金の引上げ等を行うものとする。 (第一四七条～一五二条関係)

二 石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止
石油及び可燃性天然ガス資源開発法を廃止するものとする。 (第一四七条関係)

三 経過措置等
1 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定することとした。 (附則第一条～附則第九条及び附則第三～附則第二五条関係)

四 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第二六条関係)

予防疫種法及び新型コロナウイルス予防疫種法による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第八五号(厚生労働省))
一 予防疫種法の一部改正関係
1 予防疫種の実施に関する事項
(一) 臨時の予防疫種
(1) 厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものまん延予防疫種に緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防疫種を行うよう指示することができるものとした。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防疫種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとした。 (第六条第三項関係)

(2) 国は、臨時の予防疫種(1)の予防疫種を含む。以下同じ。の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとした。 (第六条第四項関係)

(二) 予防疫種の勧奨
市町村長又は都道府県知事は、一類疾病に係る定期の予防疫種又は臨時の予防疫種の対象者に対し、当該予防疫種を受けることを勧奨するものとした。また、当該対象者が一六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、当該予防疫種を受けさせることを勧奨するものとした。 (第七条の一関係)

(三) 被接種者等の責務
予防疫種を受けるよう努める責務を、(一)の(1)の予防疫種の対象者については課さないものとした。 (第八条関係)

2 費用負担に関する事項
(一) 費用負担
1 (一)の(1)の予防疫種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の四分の一を都道府県が、二分の一を国がそれぞれ負担することとした。 (第二条第二項関係)

(二) 実費の徴収
1 (一)の(1)の予防疫種を行った者は、経済的理由により、その費用を負担することが困難な場合を除き、予防疫種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができるものとした。 (第二四条関係)

3 事務の区分に関する事項
都道府県知事又は市町村長が処理することとされている(一)の(1)の予防疫種の実施に係る事務は地方自治法の第一号法定受託事務とした。 (第二五条関係)

4 損失補償契約に関する事項
政府は、この法律の施行の日から五年間を限り、新型コロナウイルス感染症ワクチンについて、世界的規模で供給が著しくひび迫り、又はひび迫るおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者(新型コロナウイルス感染症ワクチンの製造販売)について、薬事法第一四条の三第一項(特例承認)の規定により同法第一四条の承認を受けているものに限る。を相手方として、当該購入契約に係る新型コロナウイルス感染症ワクチンを使用する予防疫種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型コロナウイルス感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとした。また、購入契約(損失補償契約を締結する場合に限る)を締結する場合には閣議の決定を、損失補償契約を締結する場合には国会の承認を得なければならないこととした。 (附則第六条関係)

二 新型コロナウイルス予防疫種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正関係
1 題名を「新型コロナウイルス予防疫種による健康被害の救済に関する特別措置法」とした。
2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の副作用救済給付に係る政令の規定を参照して、給付の額、支給方法その他給付に関し必要な事項を政令で定める旨の規定を削除した。 (第五条関係)

三 特例承認新型コロナウイルスワクチン製造販売業者との補償契約に関する規定を削除した。 (第一条関係)

三 附則関係
1 新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防疫種に関する特例
新型コロナウイルス感染症のうち臨時の予防疫種の対象としたもの及び今回の新型コロナウイルス予防疫種については、予防疫種法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一一六号)附則第三条のインフルエンザに係る定期の予防疫種の対象者を高齢者に限定する規定を適用しないこととした。 (改正法附則第三条関係)

2 検討
(一) 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防疫種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防疫種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。 (改正法附則第六条第一項関係)

(二) 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。 (改正法附則第六条第二項関係)

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

二 新型コロナウイルス予防疫種に関する特別措置法の一部改正関係
1 題名を「新型コロナウイルス予防疫種による健康被害の救済に関する特別措置法」とした。
2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の副作用救済給付に係る政令の規定を参照して、給付の額、支給方法その他給付に関し必要な事項を政令で定める旨の規定を削除した。 (第五条関係)

三 特例承認新型コロナウイルスワクチン製造販売業者との補償契約に関する規定を削除した。 (第一条関係)

三 附則関係
1 新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防疫種に関する特例
新型コロナウイルス感染症のうち臨時の予防疫種の対象としたもの及び今回の新型コロナウイルス予防疫種については、予防疫種法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一一六号)附則第三条のインフルエンザに係る定期の予防疫種の対象者を高齢者に限定する規定を適用しないこととした。 (改正法附則第三条関係)

2 検討
(一) 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防疫種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防疫種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。 (改正法附則第六条第一項関係)

(二) 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。 (改正法附則第六条第二項関係)

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
第八十八条第一項第一号中「を削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 附則第八十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金に関する経理は、特別会計に関する法律第八十五条第一項の規定にかかわらず、エネルギー対策特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「チ 附属雑収入」とあるのは、「チ 附属雑収入の一部を改正する等の法律(平成二十二年法律第八十四号) 附則第八十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金」とする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第二十二條 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第十九条第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)」を「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)」に改める。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要を経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

経済産業大臣 海江田万里
内閣総理大臣 菅 直人

予防疫種法及び新型コロナウイルスエンザ予防疫種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年七月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第八十五号

予防疫種法及び新型コロナウイルスエンザ予防疫種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律

(予防疫種法の一部改正)

第一条 予防疫種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七条」を「第二十五条」に改める。

第六条に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めることにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防疫種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防疫種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力を要するものとする。

4 国は、第一項又は前項に規定する予防疫種の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとする。
第七条中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。
第七條之二 市町村長又は都道府県知事は、第三條第一項に規定する予防疫種であつて一類疾病に係るもの又は第六條第一項若しくは第三項に規定する予防疫種の対象者に対し、定期の予防疫種(第三條第一項に規定する予防疫種をいい、当該予防疫種に相当する予防疫種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ)であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防疫種(第六條第一項又は第三項に規定する予防疫種をいい、

当該予防疫種に相当する予防疫種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて同条第一項又は第三項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ)を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、その者に定期の予防疫種であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防疫種を受けさせることを勧奨するものとする。

第八条第一項中「第三條第一項に規定する予防疫種(当該予防疫種に相当する予防疫種であつて、市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「定期の予防疫種」という。)を「定期の予防疫種」に「第六條第一項に規定する予防疫種(当該予防疫種に相当する予防疫種であつて、同項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「臨時の予防疫種」という。))」を「臨時の予防疫種(同条第三項に係るものを除く。))」に改め、同条第二項中「第三條第一項に規定する予防疫種であつて一類疾病に係るもの又は第六條第一項に規定する予防疫種」を「前項に改め、「臨時の予防疫種」の下に「第六條第三項に係るものを除く。))」を加える。

第九条中「第六條第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。
第二十条第三項中「平成十一年法律第十四号」の下に「。附則第六條第一項において「感染症法」という。を加える。
第二十二條第二項中「」により、」の下に「前条第一項の規定により市町村の支弁する額(第六條第三項の規定による予防疫種に係るものに限る。及び)」を加える。
第二十四條中「第三條第一項」の下に「又は第六條第三項」を加える。
第二十五條中「第六條」を「第六條第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項の下に」及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十六条及び第二十七条を削る。
第二十八条を附則第一条とし、第二十九条を附則第二条とし、第三十条を附則第三条とし、第三十一条を附則第四条とし、第三十二条を附則第五条とし、第三十三条を削る。

第六條 政府は、予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の施行の日から五年間を限り、新型コロナウイルス感染症ワクチン（感染症法第六條第七項に規定する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンをいう。以下同じ。）について、世界的規模で供給が著しくひびつ迫し、又はひびつ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者（薬事法（昭和三十一年法律第四十五号）第十二條第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつて、新型コロナウイルス感染症ワクチンの製造販売（同法第十二條第二項に規定する製造販売をいう。）について、同法第十四條の三第一項の規定により同法第十四條の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）に限る。）を相手方として、当該購入契約に係る新型コロナウイルス感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型コロナウイルス感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約（以下「損失補償契約」という。）を締結することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の購入契約（当該購入契約に係る新型コロナウイルス感染症ワクチンについて損失補償契約を締結する場合における当該購入契約に限る。）を締結する場合には、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

3 政府は、損失補償契約の締結前に、当該損失補償契約を締結することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要

がある場合には、国会の承認を得ないで当該損失補償契約（次項の規定による国会の承認を受けることをその効力の発生の条件とするものに限る。）を締結することができる。
4 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで損失補償契約を締結した場合においては、政府は、速やかに、当該損失補償契約の締結につき国会の承認を求めなければならない。
（新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正）
第二条 新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法
目次中「第三章 特別承認新型コロナウイルス感染症ワクチン製造販売業者との補償契約（第十一節）」を削る。
第一条中「とともに、新型コロナウイルス感染症ワクチンを使用する健康被害に係る損害を賠償すること等により特別承認新型コロナウイルス感染症ワクチン製造販売業者等に生ずる損失について政府が補償する」を削り、「円滑な実施を」による健康被害の迅速な救済」に改める。
第二条第四項、第五条第二項及び第二章を削る。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六條に二項を加える改正規定、同法第七條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定並びに同法第八條、第九條、第二十二條第二項、第二十四條及び第二十五條の改正規定、第二章中新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五條第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行前に締結された第二条の規定による改正前の新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第十一條の規定による契約については、なお従前の例による。
（新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種に関する特別例）
第三条 インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号。以下この条において「感染症法」という。）第六條第七項第一号に掲げる新型コロナウイルス感染症に該当するものとして感染症法第四十四條の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの（以下この条において「特定新型コロナウイルス」という。）に附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六條第七項に規定する新型コロナウイルス感染症に該当するものとして感染症法第四十四條の二第二項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの（特定新型コロナウイルスを除く。）のうち第一條の規定による改正前の予防接種法第六條第一項又は第一條の規定による改正後の予防接種法（以下「改正後予防接種法」という。）第六條第一項若しくは第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六條第七項に規定する新型コロナウイルス感染症に該当するものとして感染症法第四十四條の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもののうち改正後予防接種法第六條第一項又は第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六條第七項に規定する新型コロナウイルス感染症に該当するものとして感染症法第四十四條の二第二項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したものを除く。次項において同じ。）と「同項」とあるのは、「新法第三条第一項」とする。

（地方自治法の一部改正）
第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項中「第六條」を「第六條第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項の下に、及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。
（住民基本台帳法及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）
第五条 次に掲げる法律の規定中「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。
一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の五十七の二の項
二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）附則第十九條の二（見出しを含む）

（新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種に関する特別例）
第三条 インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号。以下この条において「感染症法」という。）第六條第七項第一号に掲げる新型コロナウイルス感染症に該当するものとして感染症法第四十四條の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの（以下この条において「特定新型コロナウイルス」という。）に附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六條第七項に規定する新型コロナウイルス感染症に該当するものとして感染症法第四十四條の二第二項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの（特定新型コロナウイルスを除く。）のうち平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの（以下この条において「特定新型コロナウイルス」という。）に附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六條第七項に規定する新型コロナウイルス感染症に該当するものとして感染症法第四十四條の二第二項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したものを除く。次項において同じ。）と「同項」とあるのは、「新法第三条第一項」とする。

(検討)

第六條 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣 片山 善博
厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

政令

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年七月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十四号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年七月二十五日とする。

内閣総理大臣 菅 直人
財務大臣 野田 佳彦
国土交通大臣 大島 章宏
環境大臣 江田 五月

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年七月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十五号

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条第三項、第十九条の二第八項並びに第十九条の七第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第九条から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条各号列記以外の部分中「第十四条第一号二」を「第十五条第一号二」に改め、「河川法」の下に「昭和三十九年法律第六十七号」を加え、同条第一号イ(1)中「道路法」の下に「昭和二十七年法律第八十号」を加え、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第三条から第五条までを削り、第二条を第六条とし、第一条の次に次の四条を加える。

(協議会を組織するよう要請することができ都市開発事業の規模)

第二条 法第十九条第三項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあっては、〇・五ヘクタールとする。

第三条 法第十九条の二第八項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整流器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。

第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）から下水を取水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

二 法第十九条の二第八項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ 管渠は、暗渠とすること。ただし、法第十九条の二第八項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。

二 屋外にあるもの（管渠を除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ハ 地震によつて公共下水道による下水の排除及び処理に支障が生じないように可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

ト 管渠の清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。

チ ます又はマンホールには、密閉することができ、蓋を設けること。

リ ますの底には、その接続する管渠の内径又は内の幅に相当の幅のインパートを設けること。

又 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

ル 公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれが無い時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれが無いこと。

四 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

(公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物)

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたものとする。

附則第二項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第二条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項第三号中「第二十九條第一項第二号」を「第二十九條第一項第一号」に改める。

第二十条の二第七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

第二十九条の五第二項第三号中「第二十九條第一項第二号」を「第二十九條第一項第一号」に改める。

第三十八条の四第十七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

又 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

ル 公共下水道の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれが無い時期及び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれが無いこと。

四 公共下水道の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

(公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物)

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物は、凝集剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたものとする。

附則第二項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第二条 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項第三号中「第二十九條第一項第二号」を「第二十九條第一項第一号」に改める。

第二十条の二第七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

第二十九条の五第二項第三号中「第二十九條第一項第二号」を「第二十九條第一項第一号」に改める。

第三十八条の四第十七項第二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改める。

(法人税法施行令の一部改正)

第三条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第三号中「及び都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十九条第一項第一号(民間都市機構の行う都市再生事業支援業務)」を削る。

(内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正)

第四条 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令(昭和四十七年政令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一号第一項第五号中「第五号第一項」を「第五号第一項又は」に改め、「又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項」を削る。

(国立大学法人法施行令及び総合法律支援法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「及び」を「並びに」に、「から第五項まで」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

一 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)第二十三条第一項第十号

二 総合法律支援法施行令(平成十八年政令第二百四号)第十九条第二項第四号

(国土交通省組織令の一部改正)

第六条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六号第四号及び第六号第五号第四号中「及び都市再生特別措置法第三十条第一項」を削る。

附則

(施行期日) この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年七月二十日)から施行する。

(特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正) 特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十一号を削る。

内閣総理大臣 菅 直人
財務大臣 江田 五月
文部科学大臣 野田 佳彦
国土交通大臣 高木 義明
大畠 章宏

予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十三年七月二十一日
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十六号
予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十五号)の施行に伴い、この政令を制定する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第一条 新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令(平成二十一年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令
第一条中「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

附則

第二条 次に掲げる政令の規定中「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

一 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三十六号)第十四条第三号

二 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令(平成九年政令第二十一号)第五十七号

三 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二十五号)第三十三号第一項

四 疾病・障害認定審査会令(平成十二年政令第二百八十七号)第五号第一項の表感染症・予防接種審査分科会の項

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 野田 佳彦
厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十五号)の施行に伴い、及び住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の五十七の二の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十一日
総務大臣 片山 善博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第六十項中「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

附則

〇財務省令第五十号
予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十五号)の施行に伴い、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

省令

所得税法施行規則の一部を改正する省令
所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号中「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

附則
この省令は、予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

〇厚生労働省令第九十号
予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十五号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十一日
厚生労働大臣 細川 律夫

予防接種法及び新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令(新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第一条 新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則(平成二十一年厚生労働省令第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則
第一条第一項中「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

附則

第二条第一項中「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令」を「新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令」に改める。

（健康保険法施行規則等の一部改正）
第二条 次に掲げる省令の規定中「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八條第九号の二
二 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六條第十号
三 国民健康保険法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十三号）第五條の五第九号の三及び第二十七條の十二第九号の三
四 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三條の二第五号の二及び第九十八條第五号の二
五 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第三十九号）第十三條第八号の二及び第六十一條第八号の二

この省令は、公布の日から施行する。
附則
○国土交通省令第五十三号
都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九條の六ただし書、第十九條の八第一項、第十九條の九第一項、第十九條の十第一項、第十九條の十一第一項、第二十九條第三項及び第七十一條第三項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十二日
国土交通大臣 大島 章宏
都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令
（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）
第一条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。
第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。
第一条第一項中「都市再生特別措置法（以下「法」という。）を「法」に改め、同項第十二号中「第二条第一項ただし書」を「第六条第一項ただし書」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の十一條を加える。

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）
第一条 都市再生特別措置法（以下「法」という。）第十九條の六ただし書の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものは、法第十九條の五の規定により都市施設に関する都市計画事業の施行予定者として定められた者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。
（開発行為に係る同意に関する協議）
第一条の二 法第十九條の八第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る開発行為に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の許可の権限を有する者に提出するものとする。
一 整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
二 都市計画法第三十條第一項各号に掲げる事項に相当する書類
三 都市計画法第三十條第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書
（開発行為に係る同意の基準）
第一条の三 法第十九條の八第一項の同意は、都市計画法第三十條第一項各号（同条第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。
（土地区画整理事業に係る同意に関する協議）
第一条の四 法第十九條の九第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る土地区画整理事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四條第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。
一 整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
二 土地区画整理法第四條第一項の規定又は規約及び事業計画
三 土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第二條第一項各号に掲げる書類に相当する書類

（土地区画整理事業に係る同意の基準）
第一条の五 法第十九條の九第一項の同意は、土地区画整理法第九條第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。
（土地区画整理事業に係る証明書の交付）
第一条の六 土地区画整理法第四條第一項の認可の権限を有する者は、法第十九條の九第二項の規定により土地区画整理法第四條第一項の認可があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。
（民間都市再生事業計画に係る同意に関する協議）
第一条の七 法第十九條の十第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る民間都市再生事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出するものとする。
一 整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
二 法第二十條第一項の民間都市再生事業計画
三 第二条第一項各号に掲げる図書に相当する図書

（民間都市再生事業計画に係る同意の基準）
第一条の八 法第十九條の十第一項の同意は、法第二十一條第一項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。
（市街地再開発事業に係る同意に関する協議）
第一条の九 法第十九條の十一第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る第一種市街地再開発事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七條の九第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。
一 整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
二 都市再開発法第七條の九第一項の規定又は規約及び事業計画
三 都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第一條の七第一項各号に掲げる書類に相当する書類

（市街地再開発事業に係る同意の基準）
第一条の十 法第十九條の十一第一項の同意は、都市再開発法第七條の十四第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。
（市街地再開発事業に係る証明書の交付）
第一条の十一 都市再開発法第七條の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九條の十一第二項の規定により都市再開発法第七條の九第一項の認可があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。
第六条中「第一号に掲げる業務」の下に「（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）を加え、「から第三号まで」を「から第四号まで」に改め、「及び第三号」を削り、同条第一号から第三号までを次のように改める。
一 法第二十九條第一項第一号に掲げる業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもつて組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。
イ 金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に關し、又は知能と経験を有し、公正な判断をすることができ、かつ、土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をすることができ、かつ、それそれ次に定めることであること。
二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めることであること。
イ 資金の貸付け 元利金の支払について、劣後の内容を有する特約が付され、かつ、担保が付されているものであること。
ロ 社債の取得 元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債を取得するものであること。
三 認定事業が次のいずれにも該当するものであること。
イ 公共施設に準ずる避難施設、駐車場その他の都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備を伴うものであること。
ロ 整備される建築物の総合的な性能が高く、かつ、当該建築物の建築、使用及び解体に係る二酸化炭素の排出の抑制が図られたものであること。

（市街地再開発事業に係る同意の基準）
第一条の十二 法第十九條の十一第一項の同意は、都市再開発法第七條の十四第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。
（市街地再開発事業に係る証明書の交付）
第一条の十三 都市再開発法第七條の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九條の十一第二項の規定により都市再開発法第七條の九第一項の認可があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。
第六条中「第一号に掲げる業務」の下に「（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）を加え、「から第三号まで」を「から第四号まで」に改め、「及び第三号」を削り、同条第一号から第三号までを次のように改める。
一 法第二十九條第一項第一号に掲げる業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもつて組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。
イ 金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に關し、又は知能と経験を有し、公正な判断をすることができ、かつ、土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をすることができ、かつ、それそれ次に定めることであること。
二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めることであること。
イ 資金の貸付け 元利金の支払について、劣後の内容を有する特約が付され、かつ、担保が付されているものであること。
ロ 社債の取得 元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債を取得するものであること。
三 認定事業が次のいずれにも該当するものであること。
イ 公共施設に準ずる避難施設、駐車場その他の都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備を伴うものであること。
ロ 整備される建築物の総合的な性能が高く、かつ、当該建築物の建築、使用及び解体に係る二酸化炭素の排出の抑制が図られたものであること。

（市街地再開発事業に係る同意の基準）
第一条の十四 法第十九條の十一第一項の同意は、都市再開発法第七條の十四第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。
（市街地再開発事業に係る証明書の交付）
第一条の十五 都市再開発法第七條の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九條の十一第二項の規定により都市再開発法第七條の九第一項の認可があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。
第六条中「第一号に掲げる業務」の下に「（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）を加え、「から第三号まで」を「から第四号まで」に改め、「及び第三号」を削り、同条第一号から第三号までを次のように改める。
一 法第二十九條第一項第一号に掲げる業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもつて組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。
イ 金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に關し、又は知能と経験を有し、公正な判断をすることができ、かつ、土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をすることができ、かつ、それそれ次に定めることであること。
二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めることであること。
イ 資金の貸付け 元利金の支払について、劣後の内容を有する特約が付され、かつ、担保が付されているものであること。
ロ 社債の取得 元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債を取得するものであること。
三 認定事業が次のいずれにも該当するものであること。
イ 公共施設に準ずる避難施設、駐車場その他の都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備を伴うものであること。
ロ 整備される建築物の総合的な性能が高く、かつ、当該建築物の建築、使用及び解体に係る二酸化炭素の排出の抑制が図られたものであること。